

食安輸発0806第1号
平成21年8月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

オレンジⅡを検出したタイ産うるち精米の取扱いについて

標記について、関係課において検討した結果、下記の対応とされたので、今後の業務の参考としてお知らせします。

記

1. 経緯

輸入者より、輸入時の品質検査において、薄橙色を呈する米の混入が認められた旨の報告があり、原因の究明及び物質の特定を指導したところ、色素成分がオレンジⅡである旨の報告があった。

<薄橙色を呈する米の混入量>

A港分：21袋を解袋検査し、うち3袋から合計103粒の混入を確認

B港分：21袋を解袋検査し、うち12袋から合計110粒の混入を確認

※1袋（30kg）には約150万粒の米が梱包されている。

<混入原因の概要>

- ・ 集荷した脱穀前の米（粳付）は麻袋に梱包、保管されていた。
- ・ 脱穀までの精米所倉庫における保管の際、収穫年度、米の種類を区別するため麻袋の表面にオレンジⅡを含むペンキでマークを付記していた。
- ・ その際、ペンキが麻袋に浸透、麻袋内の粳に付着し、さらに精米に色素が移行した。
- ・ 色素が移行した精米は輸出加工・梱包施設での色彩判別においても選別されず、正常な製品と一緒に精米所倉庫保管時の麻袋とは異なる袋に梱包され輸出された。
- ・ 製造・加工工程において着色料は使用していない。

2. 対応

オレンジⅡを検出したタイ産うるち精米については、本事例におけるオレンジⅡを含む塗料の混入量が一般に人の健康を損なうおそれのある量であるか判断できないため、ただちに食品衛生法第6条第2号又は第4号に抵触すると判断することは困難である。

また、このオレンジⅡを含む塗料は、「食品の製造過程において使用されたもの」又は「食品の加工又は保存の目的で使用されたもの」に該当しないため、同法第4条第2項に定義される添加物とはなり得ず、よって同法第10条に抵触すると判断することは困難である。